

令和5年3月第1回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会 議 録

令和5年3月第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会会議録

○議事日程

令和5年3月10日（金曜日） 午後3時00分 開会

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議長の選挙
- 日程第5 諸報告
- 日程第6 議案一括上程（議第1号～議第6号）
- 日程第7 提案理由並びに議案説明
- 日程第8 一般質問
- 日程第9 議案審議（質疑・討論・採決）

○会議に付した事件

- 議第 1 号 令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第2号）
について
- 議第 2 号 令和5年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について
- 議第 3 号 宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護法施行条例の制定につ
いて
- 議第 4 号 宇佐・高田・国東広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例
の制定について
- 議第 5 号 宇佐・高田・国東広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部
改正について
- 議第 6 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 河野 睦 夫 | 2番 井本 裕 明 |
| 3番 辛島 光 司 | 4番 大隈 尚 人 |
| 5番 浜永 義 機 | 6番 衛藤 博 幸 |
| 7番 河野 徳 久 | 8番 安東 正 洋 |

9 番 菅 健 雄 10 番 野 田 忠 治
11 番 堀 田 一 則 12 番 唯 有 幸 明

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 是 永 修 治 副 管 理 者 佐々木 敏 夫
副 管 理 者 松 井 督 治 会 計 管 理 者 奥 野 博 文
事 務 局 長 吉 松 剛

○事務局出席職員職氏名

課 長 古 城 昌 繁 課 長 補 佐 今 戸 大 二 郎 書 記 近 藤 宏 昭

○会議の経過

午後 3 時 0 0 分 開 会

浜 永 副 議 長

皆さん、こんにちは。

議長が欠員でありますので、地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が議長の職務を執行させていただきます。

よろしく申し上げます。

本会議に先立ちまして、去る 2 月 12 日に執行されました、豊後高田市市議会議員選挙において当選され、本組合議会議員に選出されました議員各位をご紹介申し上げます。

紹介されました議員は、ご起立をお願いいたします。

なお、紹介後は、ご着席をお願いします。

今回、豊後高田市議会から選出されました、河野 徳久 君、安東 正洋 君、菅 健雄 君、以上、3 名の方々です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

新議員の議席につきましては、議席の決定がなされるまで、議事の進行上、ただ今着席の議席を、仮議席に指定いたします。

続いて、去る 2 月 19 日に執行されました、国東市長選挙にお

いて当選され、3月4日付けで組合副管理者に選任されました、
国東市長 松井 督治 氏をご紹介申し上げます。

ご挨拶をよろしく申し上げます。

松井副管理者

皆さま、こんにちは。

国東市長を務めさせていただく事になりました、松井督治と申
します。

このたび、広域事務組合の副管理者に選任されましたので、皆
様方と一緒にしっかりとこの事業に取り組む所存でございます。

どうぞ、ご指導をよろしくお願いいたします。

浜永副議長

どうもありがとうございました。

ただ今、出席議員は12名で地方自治法第113条の定足数に
達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、令和5年3月第1回
宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読
を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席
を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第1、議席の指定を行います。

今回選出されました議員の議席の指定を議題といたします。

今回選出されました議員の議席は、議長において指定すること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今回選出されました議員の議席は、議長において指定いたします。

7番 河野 徳久 君、8番 安東 正洋 君、
9番 菅 健雄 君、以上でございます。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第88条の規定により、議長において、6番 衛藤 博幸 君、10番 野田 忠治 君を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日、1日限りと決定いたしました。

日程第4、これより議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、投票による方法と、議員中、異議がない場合は、指名推薦の方法があります。

このいずれによるかをお諮りいたします。

辛島 議員

はい、議長。

浜永 副議長

3番 辛島 光司 君。

辛 島 議 員

はい、3番 辛島です。

議長の選挙についてであります。各市から選考委員を1名ずつ選出して、選考委員会によって協議していただき、指名推薦というかたちを取っていただくのが良いと思います。以上。

浜 永 副 議 長

ただいま、3番 辛島 光司 君から、議長の選挙については、指名推薦の方法によられたいとの発言がありました。

お諮りいたします。

議長の選挙は、指名推薦によることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推薦の方法は、各市から1名の選考委員を出し、選考委員会で推薦する方法にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法は、各市から1名の選考委員を出し、その選考委員会で推薦することに決定いたしました。

選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

選考委員は、別室にお集まりください。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時08分

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、別室において選考委員会を開催いたしました。

その結果につきまして、選考委員長の2番 井本 裕明 君よ

り報告いたします。

井本議員

はい、議長。

2番の井本でございます。別室において選考委員会を開催し、過去のいきさつ、諸般の情勢等を慎重に協議いたしましたところ、豊後高田市から選出されました、8番 安東 正洋 議員を議長に推薦する事に決定いたしましたので、ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

浜永副議長

ありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり、豊後高田市から選出の8番 安東 正洋 君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、8番 安東 正洋 君を議長の当選人と定めることに決定しました。

ただいま議長に当選されました、8番 安東 正洋 君が議場におられますので、本席から会議規則第2条の規定により準用する宇佐市議会会議規則32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

8番 安東 正洋 君に、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

演壇でどうぞお願いします。

安東議長

皆さま、こんにちは。

ただいま、推薦会議で議長をやれという指名をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、考えますと、私もこの議長職をですね、9年続ける事になったわけでございますけど、しっかりとこの議事運営をやっていき

たい、このように思いますので、ここにおられる皆さま方、ご協力のほど、どうかよろしく願いいたします。

よろしく申し上げます。

浜永副議長

ありがとうございました。

ここで、議長を交代させていただきます。

ご協力、誠にありがとうございました。

新議長が誕生いたしましたので、事務打ち合わせのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 1 1 分

再開 午後 3 時 1 2 分

(議長交代)

安東議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入ります。

日程第 5、諸般の報告を求めます。

吉松事務局長

はい、議長。

安東議長

事務局長 吉松 剛 君。

吉松事務局長

皆さま、こんにちは、事務局長の吉松でございます。

令和 4 年 1 2 月 第 3 回定例会から、今期定例会までの事務報告につきましては、お手元に印刷配付しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。

安東議長

日程第 6、議第 1 号から議第 6 号を一括上程し、議題といたします。

日程第7、提案理由並びに議案等の内容について説明を求めます。

是永管理者

はい、議長。

安東議長

管理者 是永 修治 君。

是永管理者

皆さん、こんにちは。管理者の是永でございます。

議第1号から議第6号までの提案理由について、ご説明をいたします。

議第1号は、「令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,445万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,554万9千円とするものでございます。

また、継続費の補正として、広域ごみ処理施設整備事業の施設建設工事の本契約締結に伴い、令和4年度から7年度までの年割額を変更しております。

なお、今後の物価高騰等の状況を見据えて、継続費の総額については変更してございません。

歳入補正につきましては、分担金及び負担金が7,436万2千円の減額、国庫支出金が5,508万9千円の減額及び繰入金3,500万円の減額となっております。

歳出補正につきましては、総務費のうち報酬を90万円、共済費を51万4千円の減額、衛生費のうち委託料を591万7千円の減額、工事請負費を1億2,212万円の減額、負担金補助及び交付金が3,500万円の減額となっております。

補正の主な内容としましては、総務費の減額補正は会計年度任用職員の報酬及び社会保険料等を支出見込みにより不用額を減額するものでございます。

衛生費のうち委託料及び工事請負費につきましては、それぞれ入札執行による残額を減額するものでございます。

以上の減額に伴い、歳入の各構成市の負担金及び国庫支出金を減額補正するものでございます。

また、地域振興整備基金からの繰入金を活用し、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき交付する「まちづくり交付金」について、今年度予定していた公民館改修工事等が実施できなかったことから、交付金全体の減額と併せて歳入の繰入金を減額するものでございます。

議第2号は、「令和5年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について」でございますが、予算総額は30億8,600万円で、前年度と比較して26億600万円の増額となっております。

これは、広域ごみ処理施設整備の建設工事が本格的に開始されたことによるものでございます。

歳入につきましては、市負担金21億6,926万3千円、国庫支出金8億9,723万3千円、繰入金1,950万円の主なものとなっております。

歳出につきましては、議会費34万6千円、総務費5,884万9千円、衛生費30億2,461万4千円、予備費219万1千円となっております。

総務費のうち主なものは、負担金補助及び交付金で、構成市からの派遣職員6名分の人件費でございます。

衛生費のうち委託料の、ごみ処理施設設計・施工監理業務委託は、令和3年度から7年度までの、実施設計業務及び建設工事等の監理業務を委託しているもので、令和5年度分の委託費を計上してございます。

アドバイザー業務委託は、全国都市清掃会議に委託する建設工事等に関するアドバイザー業務でございます。

国東サテライトセンター整備に係る発注支援業務は、昨年度からの業務で、今年度分の委託費を計上してございます。

国東サテライトセンター実施設計業務委託は、サテライトセン

ター整備に伴う実施設計業務を委託するものでございます。

国東サテライトセンター施設設計・施工監理業務は、令和5年度から7年度にかけて実施設計業務及び建設工事等の監理業務を委託するもので、令和5年度にかかる委託費を計上してございます。

工事請負費は、令和4年度から7年度までの広域ごみ処理施設建設工事のプラント工事及び施設建設工事の令和5年度分に係る工事請負費を計上してございます。

また、令和5年度から7年度にかけて建設をします、国東サテライトセンター施設建設工事についても、令和5年度の発注を予定しており、今年度に係る工事請負費を予算計上してございます。

負担金補助及び交付金の「地域活性化交付金」は、ごみ処理施設建設地の周辺15地区に、「まちづくり交付金」は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき交付するものでございます。

議第3号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護法施行条例の制定について」でございしますが、これは「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、個人情報保護に係る法体系が同法律に一本化されることに伴い、不用となる「宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護条例」を廃止するとともに、同法律の規定に基づき必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

同条例の規定につきましては、「宇佐市個人情報保護法施行条例」の規定を準用するように規定してございます。

議第4号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」でございしますが、これは「宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護条例」の廃止に伴い、同条例に規定していた宇佐・高田・国東広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会の設置その他必要な事項について、新たに規定する必要が生じたため、条例を制定するものでございます。

同条例の規定につきましては、「宇佐市情報公開・個人情報保護審査会条例」の規定を準用するように規定してございます。

議第5号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合職員の定年等に関

する条例等の一部改正について」でございますが、これは「地方公務員法」の一部改正に伴い、地方公務員の定年引上げ等に関し条例委任を規定する条番号等が変更されたこと、及び定年者の再任用制度の廃止により条例整備を行う必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

議第6号は、「工事請負契約の締結について」でございますが、これは、宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業の管理棟外付属棟建設工事の工事請負契約を締結するものでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

安 東 議 長

以上で提案理由並びに議案等の内容についての説明は、終わりました。

日程第8、これより一般質問を議題といたします。発言通告書の提出がありませんので、一般質問を終結いたします。

日程第9、これより議案審議に入ります。

議第1号、「令和4年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第2号、「令和5年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号、「宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号、「宇佐・高田・国東広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第5号、「宇佐・高田・国東広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第6号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、令和5年3月第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

閉会 午後3時28分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月10日

議 長 安 東 正 洋

副 議 長 浜 永 義 機

署名議員 衛 藤 博 幸

署名議員 野 田 忠 治